

# 法令の知識

## CORONA *MARK II* VAN・PICK-UP

自動車をご使用のかたには、法律（道路運送車両法）によりいろいろなことが義務づけられています。そのうちつぎにあげたことがらは安全上特に関連の深いことですからご注意ください。

1. ユーザーは自動車の構造、装置等が運輸省令に合ったものでなければ運転できない。（マフラーを改造した車両、バンパーを取り外した車両、保安炎筒を持たない車両等）

2. ユーザーは1月1回出発前に省令で定められた方法で自動車を点検しなければならない。（仕業点検）

3. ユーザーは一般に6ヶ月ごとに省令で定められた基準にしたがって、自動車を点検し不良個所を発見したら整備しなければならない。

また点検または整備をしたら定期点検記録簿に記載し、1年間保管しなければならない。

4. 一般に乗用車は2年、貨物車は1年ごとに陸運局長または指定整備事業者の行なう検査を受けなければならない。

5. 一般ユーザーが車の重要な部分を自分で分解した場合は、15日以内に陸運局長の検査を受けなければならない。